

2019年10月1日から

消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。

**仕入税額控除の方式が変わります！**

**標準税率 10%** と、

- ・飲食料品(酒類・外食を除く)
- ・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)

に係る **軽減税率 8%** について

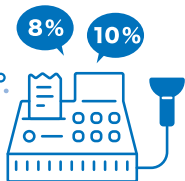
**帳簿・請求書・レシート等の記載を  
複数税率に対応させる必要があります。**

**全ての事業者の方に関係があります！  
飲食料品等の仕入れがあれば、対応が必要に。**



**レジや受発注・請求書管理システムの  
導入・改修が必要となることがあります。**

**中小企業・小規模事業者等の方向けに  
軽減税率対策補助金が拡充されました！**



制度についてのお問い合わせ

● **消費税軽減税率電話相談センター** 〈フリーダイヤル〉 ☎ 0120-205-553

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

\*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

● **軽減税率対策補助金事務局** 〈フリーダイヤル〉 ☎ 0120-398-111

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。